

# 特定非営利活動法人セーフティベース定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人セーフティベースという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、児童養護施設出身者、自立援助ホーム出身者や障害を持つ子どもたち、ひとり親に対して、自立支援に関する活動を行い、生きづらい思いを持つ子どもたちがやりたいことが出来るようになることに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①青少年の自立を促進する相談援助活動
- ②障がい者職業紹介事業
- ③青少年など向けのシェアハウス事業
- ④子どもの問題についての啓発活動
- ⑤青少年およびその親に対する関係支援事業
- ⑥児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業

- ⑦ベビーシッター事業
- ⑧塾運営事業
- ⑨居住が不安定な青少年などに対する住宅支援事業
- ⑩その他、この法人の目的を達成するために必要な活動
- ⑪介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑫介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑬介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑭介護保険法に基づく第1号事業
- ⑮介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑯介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ⑰介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑱介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ⑲介護保険法に基づく施設サービス事業
- ⑳障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ㉑障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ㉒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ㉓児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ㉔児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ㉕社会的養護自立支援拠点事業

## (2) その他事業

- ①不動産賃貸業
- ②販売業
- ③コンサルタント業
- ④製造業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、贊助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

3 代表は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及び他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第15条**

代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第16条** 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任

者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(次員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の2以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又

は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面または電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営

- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席理事が提案した緊急を要する議事に対し、出席理事の3分の2以上の同意があつたときは、これを理事会の議事とすることができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもつて表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

#### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

#### (会計の区分)

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者たちうち総会にて決定された団体に譲渡するものとする。（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

#### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする  
代表 山中孝一  
副代表 西脇純子  
理事 塩谷誠  
監事 宇都宮亜由美  
監事 菊地美華

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年10月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	1 0 0 0 0 円	5 0 0 0 0 円
② 年会費	1 口： 1 0 0 0 0 円	1 口： 1 0 0 0 0 0 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	1 口： 2 0 0 0 0 円	1 口： 5 0 0 0 0 円

## 令和6年度事業計画書

令和6年11月1日～令和7年10月31日

特定非営利活動法人セーフティベース

### 1. 基本方針

生きづらい思いを抱えている人たちに一人で悩まなくていいようにセーフティベースの存在とビジョンを社会、児童養護施設、児童相談所、行政、教育関連、経済界に周知、拡散して多くの人々に認知してもらいます。

一人でも多くの子どもたちや障害を抱えている子どもたちに住まいと仕事を提供し、やりたいことが出来る環境を作ります。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月実施回数	実施場所	対象者	必要予算
(1) 青少年の自立を促進する相談援助活動	就職紹介	年 0 回	各職場	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0 円
	職業体験	年 0 回	各職場	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0 万円
	定着サポート	年 0 回	各職場	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0 円
(2) 障がい者職業紹介事業	就職紹介	年 10 回	各職場	就労移行支援など	5 万円
	職業体験	年 0 回	各職場	特別支援学校卒業予定者など	0 万円
	定着サポート	年 0 回	各職場	特別支援学校卒業予定者など	0 円
(3) 青少年など向けのシェアハウス事業	シェアハウス設立	年 0 回	神戸市	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0 円
	シェアハウス運営	年 0 回	神戸市	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0 円

(4) 子どもの問題についての啓発活動	ゲストスピーカーを招いてのセミナー	年5回	オンライン	一般社会	10万円
(5) 青少年およびその親に対する関係支援事業	ひとり親世帯やケアリーバーに向けた食料・日用品支援	年12回	各家庭に発送	ひとり親世帯やケアリーバー	84万円
(6) 児童福祉法に基づく社会的養護自立支援拠点事業	神戸若者・子育てサポートセンタースイートピーの運営	毎日	神戸市長田区	虐待の被害に遭った若者、生活に困窮しているひとり親家庭	190万円
(7) ベビーシッタ－派遣事業	ベビーシッタ－派遣事業	年12回	各市町村	ひとり親世帯	0円
(8) 塾運営事業	プログラミング教室の運営	平日2日	神戸市	小学生	0万円
(9) 居住が不安定な青少年などに対する住宅支援事業	社会的養護が必要な青年に向けた住宅の無償提供	年0回	各市町村		0円
(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な活動	おとな・こども食堂にじの家運営	年12回	神戸市須磨区	須磨地区の周辺住人	30万円
(10)	施設へのクリスマスプレゼント配布	12月	8施設	児童養護施設や自	12万円

その他、この法人の目的を達成するために必要な活動				立援助ホームにいる子どもたち	
予算合計					331 万円

### 3. その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月実施回数	実施場所	対象者	収益見込	必要予算
(1) 不動産賃貸業	大家業	平日毎日	各市町村	一般社会人	0 円	0 円
(2) 販売業	お墓清掃業	8月御盆期間	各市町村	一般社会人	10 万円	5 万円

### 4. 事業実施体制

#### (1) 会議

通常総会 1月

理事会 年3回

## 令和7年度事業計画書

令和7年11月1日～令和8年10月31日

特定非営利活動法人セーフティベース

### 1. 基本方針

生きづらい思いを抱えている人たちに一人で悩まなくていいようにセーフティベースの存在とビジョンを社会、児童養護施設、児童相談所、行政、教育関連、経済界に周知、拡散して多くの人々に認知してもらいます。

一人でも多くの子どもたちや障害を抱えている子どもたちに住まいと仕事を提供し、やりたいことが出来る環境を作ります。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月実施回数	実施場所	対象者	必要予算
(1) 青少年の自立を促進する相談援助活動	就職紹介	年2回	各職場	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	5000円
	職業体験	年3回	各職場	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	1万円
	定着サポート	年2回	各職場	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	1万円
(2) 障がい者職業紹介事業	就職紹介	年10回	各職場	就労移行支援など	5万円
	職業体験	年10回	各職場	特別支援学校卒業予定者など	5万円
	定着サポート	年12回	各職場	特別支援学校卒業予定者など	5万円
(3) 青少年など向けのシェアハウス事業	シェアハウス設立	年0回	神戸市	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0円
	シェアハウス運営	年0回	神戸市	児童養護施設や自立援助ホーム出身者	0円

(4) 子どもの問題についての啓発活動	実行せず				
(5) 青少年およびその親に対する関係支援事業	ひとり親世帯やケアリーバーに向けた食料・日用品支援	年 12 回	各家庭に発送	ひとり親世帯やケアリーバー	84 万円
(6) 児童福祉法に基づく社会的養護自立支援拠点事業	神戸若者・子育てサポートセンタースイートピーの運営	火曜日、水曜日、金曜日	神戸市長田区	虐待の被害に遭った若者、生活に困窮しているひとり親家庭	250 万円
(7) ベビーシッターサー事業	実行せず				円
(8) 塾運営事業	実行せず				
(9) 居住が不安定な青少年などに対する住宅支援事業	実行せず				
(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な活動	おとな・こども食堂にじの家運営	年 12 回	神戸市須磨区	須磨地区の周辺住人	30 万円
(10)	施設へのクリスマスプレゼント配布	12 月	8 施設	児童養護施設や自	12 万円

その他、この法人の目的を達成するために必要な活動				立援助ホームにいる子どもたち	
(11) 介護保険法に基づく居住サービス事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	(11) から(24)までの事業を合わせて1320万円
(12) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(13) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(14) 介護保険法に基づく第1号事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(15) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円

(16)介護保険法に基づく介護予防支援事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(17)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(18)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(19)介護保険法に基づく施設サービス事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円

めの法 律に基 づく障 害福祉 サー ビス事 業					
(21) ㉑障害者 の日常 生活及 び社会 生活を 総合的 に支援 するた めの法 律に基 づく一 般相談支 援事業及 び特定相 談支援事 業	障害者向け居宅訪問 介護	毎日	神戸市内、 大阪府内、 大阪市内、 西宮	障害をも つ方たち	0万円
(22) 障害者の 日常生活 及び社会 生活を総 合的に支 援するた めの法律 に基づく 地域生活 支援事業	障害者向け居宅訪問 介護	毎日	神戸市内、 大阪府内、 大阪市内、 西宮	障害をも つ方たち	0万円
23)児童	障害者向け居宅訪問 介護	毎日	神戸市内、 大阪府内、	障害をも つ方たち	0万円

福祉法に基づく障害児相談支援事業			大阪市内、西宮		
(24)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害者向け居宅訪問介護	毎日	神戸市内、大阪府内、大阪市内、西宮	障害をもつ方たち	0万円
(25)社会的養護自立支援拠点事業	8の事業と同じ				
(26)その他、この法人の目的を達成するためには必要な活動					
予算合計					17135000円

### 3. その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込	必要予算
(1)不動産賃貸業	実行せず				0円	0円
(2)販売業	コーヒー販売事業	毎日	各市町村	一般人	60万円	15万円
(3)コンサルタント事業	アンガーマネジメント研修	随時	各市町村	一般人	15万円	2万円

--	--	--	--	--	--	--

#### 4. 事業実施体制

##### (1) 会議

通常総会 1月

理事会 年2回

## 特定非営利活動法人セーフティベース

## 令和6年度活動予算書

令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,350,000		
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	500,000		
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
青少年の自立を促進する相談援助活動	0		
障がい者職業紹介事業	0		
青少年など向けのシェアハウス事業	0		
子どもの問題についての啓発活動	0		
青少年およびその親に対する関係支援事業	0		
児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業	0		
ベビーシッター事業	0		
塾運営事業	0		
居住が不安定な青少年などに対する住宅支援事業	0		
その他、この法人の目的を達成するために必要な活動	0		
不動産賃貸業		0	
お墓の清掃事業	0	100,000	
5. その他収益			
日本政策金融公庫借入金	2,700,000		
役員貸付	1,100,000		
<b>経常収益計</b>	<b>5,750,000</b>	<b>100,000</b>	<b>5,850,000</b>
<b>II 経常費用</b>			
<b>1. 事業費</b>			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費			
交通費			
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
事業活動経費	0		
謝金			
消耗品費			
顧問料			
印刷費			
通信費			
保険料			
青少年の自立を促進する相談援助活動	0		
障がい者職業紹介事業	50,000		
青少年など向けのシェアハウス事業	0		
子どもの問題についての啓発活動	100,000		
青少年およびその親に対する関係支援事業	840,000		
児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業	1,900,000		
ベビーシッター事業	0		
塾運営事業	0		
居住が不安定な青少年などに対する住宅支援事業	0		
その他、この法人の目的を達成するために必要な活動	0		
不動産賃貸業		0	
お墓の清掃事業	0	50,000	
借入金返済			
その他			
家賃			
その他経費計	3,310,000	50,000	3,360,000
<b>事業費計</b>	<b>3,310,000</b>	<b>50,000</b>	<b>3,360,000</b>
<b>2. 管理費</b>			
(1)人件費			
給与手当	0	0	
法定福利費	0	0	
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
消耗品費	0	0	
印刷費	0	0	
通信費	0	0	
旅費交通費	0	0	
光熱水費	0	0	
保険料	0	0	
会議費	0	0	
租税公課	0	0	
その他経費計	0	0	0
<b>管理費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常費用計</b>	<b>3,310,000</b>	<b>50,000</b>	<b>3,360,000</b>
当期経常増減額	2,440,000	50,000	2,490,000
経理区分振替額	50,000	-50,000	0
当期正味財産増減額	2,490,000	0	2,490,000
前期繰越正味財産額			△ 26,899
次期繰越正味財産額			2,463,101

## 特定非営利活動法人セーフティベース

## 令和7年度活動予算書

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	960,000		
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金			
受取民間助成金	528,000		
4. 事業収益			
青少年の自立を促進する相談援助活動	0		
障がい者職業紹介事業	1,000,000		
青少年およびその親に対する関係支援事業	0		
社会的養護自立支援拠点事業	0		
障害者居宅訪問介護事業	18,000,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な活動			
コーヒー販売事業		600,000	
セミナー、コンサルタント事業		150,000	
0		0	
0		0	
0		0	
0		0	
5. その他収益			
日本政策金融公庫借入金			
役員貸付			
<b>経常収益計</b>	<b>20,588,000</b>	<b>750,000</b>	<b>21,338,000</b>
<b>II 経常費用</b>			
<b>1. 事業費</b>			
(1)人件費			
給与手当			
法定福利費			
交通費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
事業活動経費			
謝金			
消耗品費			
顧問料			
印刷費			
通信費			
青少年の自立を促進する相談援助活動	25,000		
障がい者職業紹介事業	150,000		
青少年およびその親に対する関係支援事業	840,000		
社会的養護自立支援拠点事業	2,500,000		
障害者居宅訪問介護事業	13,200,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な活動	420,000		
コーヒー販売事業		150,000	
セミナー、コンサルタント事業		20,000	
保険料			
借入金返済			
その他			
家賃			
その他経費計	17,135,000	170,000	17,305,000
<b>事業費計</b>	<b>17,135,000</b>	<b>170,000</b>	<b>17,305,000</b>
<b>2. 管理費</b>			
(1)人件費			
給与手当	0	0	
法定福利費	0	0	
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
消耗品費	0	0	
印刷費	0	0	
通信費	0	0	
旅費交通費	0	0	
光熱水費	0	0	
保険料	0	0	
会議費	0	0	
租税公課	0	0	
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
<b>経常費用計</b>	<b>17,135,000</b>	<b>170,000</b>	<b>17,305,000</b>
当期経常増減額	3,453,000	580,000	4,033,000
経理区分振替額	580,000	-580,000	0
当期正味財産増減額	4,033,000	0	4,033,000
前期繰越正味財産額			2,463,101
次期繰越正味財産額			6,496,101